

令和 5 年度第 1 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出 日：令和 5 年 4 月 1 8 日
 担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2 5 5 1〕

① 件 名
令和 5 年度子育て世帯生活支援特別給付金の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 政府において、食費等の物価高騰における「物価・賃金・生活総合対策」が閣議決定し、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施が決定された。</p> <p>【目的】 食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯等の生活支援を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (国)・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 5 年 3 月 政府において、食費等の物価高騰における「物価・賃金・生活総合対策」が閣議決定 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施の決定について」厚生労働省子ども家庭局から通知（厚生労働省事務連絡）</p> <p>4 月 関係予算について専決処分</p>
⑤ 主な内容
<p>低所得の子育て世帯等への支援として、下記の対象者に対し、特別給付金を支給する。</p> <p>1 支給対象者</p> <p>(1) 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）</p> <p>① 令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）</p> <p>② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者</p> <p>(2) 令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）</p> <p>① 令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者であった者（申請不要） ※令和 4 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である者</p> <p>② 上記以外で子どもを養育する者で令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である者（高校生のみ養育世帯）や直近で収入が減収した者 ※子どもの対象年齢：1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童（障害児の場合は 2 0 歳未満）</p> <p>2 支給見込世帯数 2, 6 0 0 世帯（児童 4, 4 0 0 人） [内訳] (1) 1, 6 0 0 世帯（児童 2, 4 0 0 人） (2) 1, 0 0 0 世帯（児童 2, 0 0 0 人）</p> <p>3 給付金額 児童一人当たり一律 5 万円</p>

<p>4 給付時期 支給対象者のうち 上記1(1)の①の児童扶養手当受給者(申請不要)：令和5年5月中旬支給予定 上記1(1)の②、③の対象者：申請に基づき令和5年6月頃から順次支給 上記1(2)の①の児童手当等受給者(申請不要)：令和5年5月中旬支給予定 上記1(2)の②対象者：申請に基づき令和5年6月頃から順次支給</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯等の生活支援を図ることができる。</p> <p>【市財政への負担】 230,000千円 (内訳) 事業費(扶助費) 220,000千円 事務費(通信費、システム改修費等) 10,000千円 (財源) 国 10/10 (令和5年度(令和4年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>全国の市区町村で同一の内容で実施</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和5年4月 石巻市令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金事業実施要綱の制定 (告示の日から施行) 市ホームページ及び市報により周知するほか、対象者へ通知する。 6月 関係補正予算の専決処分(令和5年4月5日)について、市議会に報告し、その承認を求める。</p>
<p>⑨ その他</p>